

表2 指導が不適切な教員に関する人事管理システムの概要(平成22年度)

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修			
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学専 門家	エ 心理学専 門家	オ 才保 護者	カ 力臨 床心 理士	キ 民間 企業 関係	ク 教育 委員	ケ 大学 教授	その他	(1) 研修内容(概要)	(2) 研修場所	(3) 研修期間	
1 北海道	精神疾患等心身の故障以外の原因により、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があり、日常的に児童生徒への指導を行わせることが適当でない教員のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに分限処分の対象にならない者	○	○	○		○	○				○	道立高等学校長	対象教員の能力、適性に応じて、その者ごとに指導改善研修計画書を作成し、校長は、この計画書に基づき対象教員に対し校内研修を実施するとともに、道立教育研究所の研修講座を受講させる。	・校内研修(対象教員所属校内・校外(社会教育施設、社会福祉施設等)) ・道立教育研究所研修講座(所内・所外(社会福祉施設等))	1年(特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で延長することができる。)
2 青森県	教員に求められる資質能力に課題があり、児童、生徒又は幼児を適切に指導できないため、教育活動に支障をきたし、児童等に対する責任が果たせないことから、指導改善研修を受講させる必要のある教員(疾病により児童等を適切に指導できない者を除く。)	○	○			○					○	小学校長経験者、中学校長経験者、特別支援学校長経験者	◎ 学習指導に関する事項 自己理解(課題レポートの作成)、授業参観と諸施設の訪問、学習指導計画の作成、教材の研究・作成、授業実践、実践的指導技術の見直し、指導と評価の在り方、指導要録と通知表 ◎ 学級経営や生徒指導等に関する事項 児童等の理解、教育相談の理解と進め方、学校における児童等の人権の理解、学校行事への参加、生徒指導の進め方、基本的な生活習慣の指導、学校保健指導の理解、学校安全指導の理解	所属校、青森県総合学校教育センター 必要に応じ、社会教育施設、民間企業等	1年
3 岩手県	教科に関する専門的知識及び技術、学習指導及び生徒指導の方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児に対する指導を行わせることが適当ではない教諭等のうち、指導改善研修によって児童等に対する指導の改善が見込まれる者	○	○	○		○						元高等学校長	対象となる教諭等の課題の状況等に応じて個別に研修計画を策定している。	岩手県立総合教育センター	1年
4 宮城県	疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当する教員 ①教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来していること。 ②児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。 ③教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと。 ④教科、領域等に関する専門的な知識、技術等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。 ⑤保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携又は協同を行うことができないこと。 ⑥他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られず、又は校務処理を適切に行うことができないこと。 ⑦前号までに掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。	○	○	○		○	○	○			○	元小学校長	①個人研修プログラムは、個人の課題、所属校長の評価、研修センターの評価を踏まえ作成する。 ②共通研修(基本研修)プログラムと個別研修プログラムの2本立てとする。 ③個人研修プログラムは、個人ごとの課題に沿って、次の2つの内容で構成する。 ・課題克服のために、センターが設定する重点研修 ・課題克服のために、研修教員本人が決定して取り組む研修内容(個人研修テーマを含む) ④個人ごとの研修課題は、所属長の評価内容と面談等の観察評価をもとに、研修教員本人と相談を深めながら設定する。 ⑤研修はおおむね上記の内容を主とするが、よりふさわしい研修内容を開発しながら発展的に進める。 ⑥研修については、第1期(4月)を課題認識期、第2期(5月から7月)を課題認識の深化期、第3期(8月から10月)を課題解決Ⅰ期(指導力の向上期)、第4期(11月から1月)を課題解決Ⅱ期(指導力の実証期)、第5期(2月から3月)を現場復帰への準備期と位置付け、全体としての系統性を重視しながら、それぞれの研修教員に対して個別対応を図る。	実施機関は、教育研修センターとする。 必要に応じて特別支援教育センターにおいても実施する。 また、授業実践(所属校及び協力校)、施設実習(自然の家、図書館、歴史博物館等)、企業実習(民間企業)、社会交流体験(地域の訪問体)、奉仕活動などを実施する。	1年
5 秋田県	指導が不適切である教員とは、疾病以外の理由により県教育委員会が次の(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当すると認定した公立学校教員 (1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない。 (2)指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない。 (3)児童等の心理を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない。 (4)(1)から(3)までに掲げる場合のほか、公立学校教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない。	○	○	○		○					○	元高等学校校長	オリエンテーション、自己の理解、研修計画の立案、課題研究、教職の意義の理解、児童生徒に対する理解、教科指導力の向上、生徒指導力の向上、社会的視野の拡大、対人関係能力の向上、実務研修、社会の変化、教育改革の動向の理解	研修区分をAと決定された研修員はセンターで研修し、Cと決定された研修員は所属校で実施する。Bと決定された研修員はセンターで研修するが、センター所長は、研修の状況を踏まえ、申請者及び県教育委員会と協議のうえ、所属校における研修に変更することができる。また、センターにおける指導改善研修の一環として、所属校、所属校以外の学校、学校以外の教育機関及び民間企業並びに社会福祉施設等における研修を実施する。	原則として4月から翌年3月までの1年間

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
6 山形県	精神疾患等心身の故障以外の理由により、次の各号のいずれかに該当し、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員であって、研修を受けることによって指導の改善が見込まれる者 (1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができないこと。 (2)指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができないこと。 (3)児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができないこと。	○	○			○	○				元小学校校長、元高等学校校長、教育庁理事	県教育センターにおける特別研修は、県教育センター所長が計画を作成する。	県教育センター	6ヶ月程度(短期の指導改善研修) 1年間(長期の指導改善研修)
7 福島県	① 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため学習指導を適切に行うことができない ② 指導方法が不適切であるため学習指導を適切に行うことができない ③ 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は児童等に対する指導を適切に行うことができない ④ 前3号の他、教員としての資質等に問題があり、学習指導、学級経営、児童等に対する指導等を適切に行うことができない	○		○		○					元校長	指導改善研修を担当する県教育センター又は県養護教育センターの所長は、当該教諭等の能力、適性等に応じて指導改善研修に係る計画書を作成し、これに基づき指導改善研修を実施する。	県教育センター又は県養護教育センター	1年間
8 茨城県	精神疾患その他の疾病等以外の理由により、児童又は生徒を適切に指導できないため、授業その他の教育活動に当たらせることなく指導の改善を図るための研修に専念させる措置を講ずる必要のある教員	○	○	○		○					○	1 当該教員ごとに能力、適性等に応じた年間研修計画書を作成する。 2 年間研修計画作成に当たっては、原則として次に掲げる研修を組み合わせる。 (1)研修センターにおける研修 (2)所属校における研修 (3)所属校以外の学校における研修 (4)学校以外の教育機関等における研修	原則として研修センターにおいて実施するものとするが、所属校、所属校以外の学校及び学校以外の教育機関等においても実施できるものとする。	原則として研修を開始した日から1年間
9 栃木県	精神疾患以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教員 一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない教員 二 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない教員 三 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営及び生徒指導を適切に行うことができない教員	○	○			○					○ ・県総合教育センター所長 ・教育次長(管理) ・教育次長(指導)	・授業観察や校内研修における研究授業のビデオをもとに授業研究を行い、学習指導の状況や課題を確認する。 ・面談等を通して、採用時から現在までの学習指導の状況について受講者から聴取する。 ・校内研修における資料(教科に関する専門性、児童生徒による授業評価、授業研究会での指摘事項等)を参考に、受講者の自己評価能力を確認する。 ・「児童生徒への言葉かけノート」を作成させ児童生徒への関わり方を振りかえらせる。 ・学級経営の基本事項を学ぶ。 ・学校行事、児童生徒会活動等の特別活動に関する指導内容・方法を学び、「自分のすべきこと」「指導にあたって心がけるべきこと」をまとめさせ、学校で実践後、反省をさせる。 ・児童・生徒指導に関する事例研究等を通して、具体的な場面における対応の仕方を学ぶ。 ・3分間スピーチにより、相手に簡潔で分かりやすい話し方を学ばせる。 ・カウンセリングに関する基礎的な事項について理解させる。 ・教職員との連携・協力の在り方について理解させる。 ・自己理解演習により、自己認識を深め、これまでの自分を振り返り、自覚を促す。 ・新聞や教育に関する書籍を読んで感じたことや考えたことを、簡潔な表現でまとめさせる。 ・必要に応じて、心理学的な検査を実施する。	勤務校及び栃木県総合教育センターなど	1年以内
10 群馬県	病気以外の理由で、知識、理解、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童又は生徒への指導を行わせることが適当でない教員のうち研修によって指導の改善が見込まれる教員	○				○	○				○ 前市町村教育委員会 市町村教育委員会 教育長	「指導力向上研修実施要項」において、研修内容は、「基礎研修」「授業実践研修等」「社会体験研修」「自己課題研修」「その他の研修」と定められている。	県総合教育センター、当該教員の所属校及び外部施設等	原則として1年間

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
11 埼玉県	精神疾患その他の疾病等以外の理由により、児童又は生徒を適切に指導できないため、授業その他の教育活動に当たらせることなく指導の改善を図るための研修に専念させる措置を講ずる必要のある教員	○	○	○		○						研修の手引きにより以下のように定められている。 1 オリエンテーション 2 児童生徒の指導に関する研修 3 人間関係の構築に関する研修 4 教員としての意欲や使命感に関する研修	センター研修…県立総合教育センター 社会体験研修…県公立施設等 市町村教委研修…市町村立施設等 学校研修…所属校	1年を超えない範囲内。特に必要と認めるときは引き続き2年を超えない範囲内。
12 千葉県	教育公務員特例法第25条の2第1項の規定による認定を受けた教諭等で、当該認定にかかる同項に規定する指導改善研修を受けるべき者			○	○	○	○				○	指導改善研修の実施にあたっては、研修の手引きにより、個々の能力、適性に応じた以下のような研修計画を作成している。 1、共通研修(講話等) 2、課題研修(個々の課題解決) 3、実践研修(授業実践研修、模擬授業、社会体験活動、その他コミュニケーション能力を身につける研修等) 4、研修講座の受講	センター研修:千葉県総合教育センター 実践研修:在籍校及び関係教育機関 社会体験研修:県内公立施設	原則1年を超えない範囲。最長2年。
13 東京都	・教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 ・指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 ・児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学校経営又は生活指導を適切に行うことができない者 ・教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない者	○	○	○		○					○	「指導力不足教員指導改善研修」の主な内容 ①授業研修(授業力分析授業、観察授業) ②講義による研修(指導技術、生活指導、教育公務員制度、教育課題等) ③個別の研修(学習指導案の作成他) ④所属校研修(授業参観、T.T.による授業実践等)	主として、東京都教職員研修センターで研修(週に1日以上は所属校研修)とする。必要に応じて、所属校以外の教育機関等でも行う。	1年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
14 神奈川県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でないと認められ、かつ、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修により、その改善が見込まれると認められる者	○	○	○	○	○					○	I 学習指導力の改善 ・教材研究、模擬授業 等 II 児童生徒指導力の改善 ・観察授業、観察LHR・道徳 等 III 教員としての資質 ・自己の理解(講義及び「研修の振りかえり」等) ・教員の責務、社会の変化・教育改革の動向の理解(教科・資料研究等) ・社会的視野の拡大、対人関係能力の向上(所外研修 等)	(1) 総合教育センター (2) 所属校 (3) 市町村教育委員会(市町村立の教育研究所等) (4) 県教育機関(第1号及び第2号に定めるものを除く。) (5) 教育機関以外の公的機関等	1年以内。ただし、特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
15 新潟県	ア、教科の専門知識が不足していたり、指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 イ、児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、生徒指導を適切に行うことができない者 ウ、児童等、保護者及び同僚等との間に適切な人間関係を築くことができないため、学級経営や校務分掌事務などを適切に行うことができない者	○	○	○		○					○	学習指導にかかわる研修 生徒指導にかかわる研修 学級経営・校務分掌にかかわる研修 コミュニケーション能力育成にかかわる研修	県立教育センター 所属校 校外研修施設等	1年間。特に、必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内でこれを延長することができる。
16 富山県	次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する教諭等又は養護教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに分限処分等の対象とならない者 (1) 専門性、社会性等に関わって指導力に多くの課題を有すること (2) 前号に伴い児童等への教育の責任を果たすことができないこと	○	○			○	○				○	教科等指導 生徒理解 社会性の向上 社会体験研修 自己理解	所属校、県総合教育センター、その他の教育機関	1年間で原則とする。
17 石川県	精神疾患以外の理由で、知識、技術、指導方法その他教諭等として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当ではない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに分限処分等の対象とならない者	○	○	○		○	○				○	・児童等の指導に関する研修 ・職務や使命感に関する研修 ・人間関係を築くことに資する研修 ・その他必要な研修	原則として、県教育センターを研修場所とする。なお、必要に応じて、指導が不適切である教諭等の所属校、所属校以外の教育機関等においても実施することができる。	原則1年

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
18 福井県	精神疾患その他の疾病を理由とする場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者 一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 二 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 三 児童等の心身の状況を把握する能力または意欲に欠けるため、生徒指導または学級経営を適切に行うことができない者 四 前三号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない者	○	○	○		○					元県立学校長 市教育委員会教育長 元中学校長	第1ステップ(これまでの教員生活、研修の振り返り) 1 自己の課題の把握 2 研修意欲の醸成 第2ステップ(学びと体験を通じた指導力の向上) 1 教育公務員としての責務 2 子どもを理解し生活指導について指導力を高めるための研修 3 道徳・人権教育についての研修 4 学習指導の向上を図るための研修 5 所属校研修 6 社会体験研修 7 個別研修 第3ステップ(研修のまとめ)	福井県教育研究所または 嶺南教育事務所	6ヶ月
19 山梨県	精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修によって児童等に対する指導の改善が見込まれる者 一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者 二 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 三 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者 四 前三号に掲げる者のほか、教員としての資質に欠け、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者	○	○			○	○				退職校長	「指導改善研修の手引き」の中で研修内容・方法を具体的に示している。	総合教育センター及び所属 校	1年
20 長野県	精神疾患等の疾病以外の理由により、次のいずれかに該当する者と認定された教員 (1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者 (2)指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 (3)児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない者 (4)前三号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者	○		○		○		○			校長経験者等専門的な知識を有する人、元県教委義務教育課長、元県立高等学校校長	ア 自己を振り返る研修 現況を受容できるよう自己の振り返りの場を設けるとともに、研修の意義を説明し、研修に対する自覚を促して自己課題を明確にする。 イ 教科指導力を高める研修(課題研究と演習) 教科に関する専門的知識や技術等を補い、学習指導を適切に行えるようにするため、授業見学・学習指導案の作成・授業演習・研究授業等を行う。 ウ 生徒指導力を高める研修(課題研究と演習) 児童生徒の心を理解する能力を補い、意欲を喚起し、学級経営や生徒指導を適切に行うことができるようにする。 エ 社会性・協調性を高める研修(課題研究と演習) 同僚、児童生徒、保護者、地域住民との信頼関係を築き、受容的に対処できるようにする。 オ 職責感を育てる研修 教員としての生き方・あり方を考え、教育公務員としての自覚を高める。 カ 研修のまとめ 授業研究等を実施し、当該教員自身が研修内容をまとめ、発表する。	校内研修と決定した教員は、主として所属校で研修する。 校外研修と決定した教員は、主として県総合教育センターで研修する。	研修の期間は最長1年とする。ただし、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で延長することができる。
21 岐阜県	精神疾患その他の心身の故障以外の理由により、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力を欠くため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者	○		○	○	○					児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者	県総合教育センターでの研修を中心に、問題の状況が明らかになる学校や諸施設での実習を行う。必要に応じて専門医等のカウンセリングも行う。	・県総合教育センター ・勤務校 ・上記以外の学校や教育機関、諸施設	研修期間は1年を超えない範囲で県教育委員会が定める。ただし特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修				
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間		
22 静岡県	病気・障害以外の理由で、児童生徒の指導に際し著しく適切さを欠き、継続的な職務の遂行に支障を来すため、人事上特別な措置が必要と決定された教員	○	○	○		○	○				○			1 基本の研修 (1)センター内研修 教育公務員としての心構え、人権研修、指導技術研修、子どもの学びの論理研修、授業デザイン研修、授業研究、模擬授業、児童生徒理解研修、学級経営研修、静岡県教育計画研修、特別支援教育研修、情報教育研修、キャリア教育研修、教育相談研修、教員としてのコミュニケーションスキル研修、文章技術、パソコン実習、通読・精読、振り返り研修、個人課題研修 (2)センター外研修 所属校実習 2 個人に応じた研修 (1)センター内研修 協働への心構え研修、子どもが生きる評価研修、課題の与え方研修、教科研修、クラスマネジメント研修、健康・安全への配慮研修、書類の整備と活用研修、保護者・地域社会との協力法研修、教師の自己評価力を高める研修 (2)センター外研修 異職種・異業種体験研修 3 面接相談	総合教育センター、所属校、協力校及び教育機関	原則として6月以内とする。ただし、必要に応じて延長することができる。
23 愛知県	精神疾患その他の心身の故障以外の理由により、児童、生徒又は幼児に対する指導を適切に行うことができないため、授業その他の教育活動に当たらせることなく指導改善研修に専念させる措置を講ずる必要のある教員		○	○		○					教育委員会教育次長、教育委員会管理部長		Aコース(1年を通して900単位程度) ・教科指導(指導案作成、教材研究、模擬授業、研究協議等) ・生徒指導(事例発表、事例研究、教育相談、講義等) ・その他(面接・面談、身上・生活相談等) Bコース(1年を通して180単位程度) ・所属校での研修及び週1回のセンターでの研修	Aコース 原則として月～木(愛知県総合教育センター)、金(所属校での研修) Bコース 原則として金(愛知県総合教育センター)、残り4日(所属校での研修)	A、Bコースとも1年	
24 三重県	学習指導・生徒指導・学級運営にかかる指導力に課題を持つ者、教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育への期待にこたえられないため、支援その他の措置を必要とする教員	○	○	○	○	○				○	県立学校長会会長(県立学校長) 県小中学校長会副会長(市立中学校長)		「指導改善研修実施要領」を定め、校内外指導改善研修と校外指導改善研修を行う。	・校内外指導改善研修…所属校など ・校外指導改善研修…県総合教育センターなど	1年	
25 滋賀県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、指導の改善を図るために必要な事項に関する研修によって指導の改善が見込まれる者であって、次の各号のいずれにも該当しないもの (1) 地方公務員法第28条第1項各号および第2項各号に規定する分限処分事由に該当する場合 (2) 指導が不適切である原因が心身の故障による場合(前号に規定する場合を除く。)	○	○	○		○	○			○	元県教育センター所長(元県立学校長)		県教育委員会は、個々の教員の能力、適性等に応じて作成した計画書を作成し、指導改善研修の内容を定めている。	教員本人の所属する学校での校内研修および県総合教育センターでの校外研修の二つとし、校内研修は校内での支援体制により改善が見込まれる程度である者を、校外研修はその他の者を対象としている。	4月から9月までまたは10月から翌年3月までの6か月間とし、延長は、1回を原則としている。ただし、さらに研修期間を延長することにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれると認められる場合は、3回を限度に延長することができる。	
26 京都府	児童生徒の指導において、その人間性、社会性及び専門性にかかわって指導力に課題を有し、そのため、学校教育に寄せられる期待にこたえられず、教育公務員としての責任を十分に果たしていない教員	○	○		○	○					学校長 府立高等学校教務部長会事務局長		対象者の課題に応じて個別具体的な内容を組むこととしているが、大枠としては以下のとおりである。 1 センター研修(週4日以内) ・指導教官による講義・演習 ・指導教官による面談・指導 ・センター研修講座の受講とまとめ 等 ・個別の課題研修 2 所属校研修(週1日以上) ・個別研修(指導案作成、個別面談等) ・参加体験型研修(授業参観、模擬授業、TT補助等) 3 社会体験研修(必要に応じて)	府総合教育センター 所属校 図書館、資料館、福祉施設等(社会体験研修を実施する場合)	1年間	

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁 護 士	ウ 教 育 学 専 門 家	エ 心 理 学 専 門 家	オ 保 護 者	カ 臨 床 心 理 士	キ 民 間 企 業 関 係	ク 教 育 委 員	ケ 大 学 教 授	コ 他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
27 大阪府	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない者のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいう。具体的には、次の各号等の状況にある者 (1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。 (2)指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。 (3)児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	教育委員会は、諮問委員会から聴取した意見を踏まえ、当該教諭等が「指導が不適切である」教諭等と認定したときは、申請者に通知するとともに、当該教諭等の指導力の課題と能力、適性に応じた研修計画を作成し、指導改善研修を実施している。	大阪府教育センター	1年を超えない範囲で定めるものとする。ただし、特に必要があると認めるときには、研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲で、これを延長することができる。
28 兵庫県	学習指導、学級経営、生徒指導、児童若しくは生徒又は保護者等との対応等に著しく適切さを欠くため、教育活動に支障をきたし、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修を実施する必要がある教員	○	○	○		○	○		○	○	元小学校長、元高等中学校長、新聞社論説委員	①基本研修 ②課題別研修 ③個別研修 ④総括研修 ⑤その他、問題の改善・指導力向上を図るための研修	県立教育研修所、所属校、所属校以外の学校、学校以外の教育機関等	原則1年間。ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、2年を超えない範囲で延長できる。
29 奈良県	学習指導・生徒指導・学級経営等において、適切な指導ができないため、児童生徒や保護者の信頼を得ることができず、校内で継続的な指導を行っても改善が見られない教員	○	○			○		○		○		・基本研修……自己の課題認識、教員の使命と役割等 ・学習指導研修……学習指導案の作成と模擬授業、指導方法の工夫と改善等 ・生徒指導研修……学級経営の在り方、いじめ、不登校等への対応等 ・コミュニケーション研修……社会人としての基本的なマナー、児童生徒や保護者との人間関係づくり等 ・法規研修……教育関係法規の理解、教育公務員としての服務の在り方等	校内又は県立教育研究所	6ヶ月が基本単位で、2年間を上限とする。
30 和歌山県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員のうち、研修によって指導の改善がみこまれる者	○	○	○		○			○	○		アカウンセリング(研修員の精神面を安定させ、効果的に研修を進めるため、適宜実施する。)イ.講義(学習指導や生徒指導、学級指導の基礎的・基本的な内容については研修センターの指導主事が、服務や勤務等については人事主事が、それぞれ講義を行う。)ウ.演習(ロールプレイ等の実習やトレーニングを行う。)エ.レポート作成(特定の課題についてレポートを作成させ、その内容について指導する。)オ.課題研究(学習指導要領の内容確認、教材研究及び年間指導計画の作成等、具体的な課題に取り組ませる。)カ.事例研究(学校現場における様々な場面を想定し、どのように対応するかについて考えをまとめさせる。)キ.模擬授業研修(学習指導案を作成し、模擬授業を行う。授業後は、指導方法について協議する。)ク.所属校研修(管理職を中心とした支援体制により、校内実務の研修や研究授業等、教員としての資質向上や指導改善を図る研修を中心に実施する。)	和歌山県教育センター学部の丘 所属校	1年を超えない範囲で実施する。ただし特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲で延長できる。
31 鳥取県	教員としての資質、専門的知識や技術が不足していたり、教育公務員としての自覚と責任感、社会性・適格性が不足していることにより、学習指導や生徒指導、学級経営等において、指導力が発揮できず、教育への責任が果たせない教員	○	○			○					学識経験者	指導改善研修実施要領に基づき、研修の場所の決定、指導体制の確立、研修計画作成を行う。	指導改善研修実施要領に基づき、校内、校外(教育センター)、校外(教育センター以外の教育関係機関)で実施する。	指導改善研修の期間は1年間とする。ただし、県教委が指導改善研修の成果等により継続的指導が必要と判断した場合は、当該期間を更に1年間に限り延長し、2年間とすることができる。
32 島根県	(1)教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導等を適切に行うことができない教員 (2)指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができない教員 (3)児童生徒等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない教員 (4)前3号に掲げる教員のほか、著しく社会性が欠如しており、対人関係等において学校の教育活動に支障をきたす教員	○	○	○		○			○	○	学識経験者(前社会教育連絡協議会理事)	(1)教育センター研修 (2)所属校等での学校研修 (3)社会体験研修の3つの柱で構成されており、(1)の教育センター研修は ①基本的資質向上研修 ②教科指導力向上研修 ③個人テーマ研修に分けて計画・実施している。	教育センター又は所属校を中心に研修を行っている。	1年を超えないものとしている。ただし、特に必要と認めるときは、研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲で延長できることとしている。

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)									3. 指導改善研修			
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
33 岡山県	(1) 教員としての専門性に起因して、児童等に対する学習指導、生徒指導、学級経営等(以下「指導等」という。)を適切に行うことができない教員 (2) 教員としての人間性、社会性及び資質に起因して、児童等に対する指導等を適切に行うことができない教員 (3) 上記(1)(2)に掲げる事由以外の事由に起因して、児童等に対する指導等を適切に行うことができない教員	○		○	○	○				○		(1) 日常研修 人間関係の促進、生活規律の回復、自己表現力の育成等を行う研修 (2) 共通研修 ・教員としての人間性・社会性・資質を向上させる研修 ・教員としての専門性、特に、学習指導力を向上させる研修 ・教員の専門性、特に、生徒指導・学級経営の指導力を向上させる研修 (3) 個人別課題研修 各研修員が自己の課題改善に向けて、主体的に取り組む研修 (4) 実践研修 研修の成果を実証するために、所属校や所外の施設において実践的・体験的に行う研修	主たる研修場所は、県総合教育センターである。その他に、実践研修として年3回一定の期間、所属校において実践的な研修を行う。	1年
34 広島県	児童又は生徒に対する指導が不適切で「指導が不適切である教諭等の認定の手続き、指導改善研修の実施等に関する規則」に基づいて研修等必要な措置を講ずる必要があると認定された者。(教科に関する専門的知識又は技術等が不足し、指導方法が不適切な者。又は、児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠けている者。)	○	○	○	○		○			退職校長	指導改善研修実施要領に基づき、県立教育センター特別長期研修、県立教育センター特別短期研修、県立教育センター特別通所研修を定め、教科に関する専門的知識又は技術等の不足を補い、指導方法の不適切な点を改め、又は、児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠ける部分を補うなど、当該事案の内容に応じて、適切に定める。	広島県立教育センター及び当該教諭所属学校。	1年(長期)、3ヶ月(短期)	
35 山口県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童生徒への指導を行わせることが適当でない教員のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいう。ただし、適格性に欠けることや精神性疾患があることが明らかな場合は除く。	○	○	○	○	○	○	○	○	教育次長、審議監、教職員課長、教育センター所長	1 教育センター研修 (1) 学習指導 (2) 生徒指導(児童生徒理解) (3) 教員としての資質 (4) 個別課題研修、補充研修 2 所属校研修 3 社会体験研修	総合教育支援センター 所属校 社会教育施設等	1年を超えないものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲でこれを延長できる。	
36 徳島県	次の各号のいずれかに該当する者のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに地方公務員法第28条の規定に基づく分限処分の対象とはならない者 1 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 2 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 3 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営または生徒指導を適切に行うことができない者 4 前3号に掲げるもののほか、教員として求められる資質能力に問題があり、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない者		○		○	○				県立総合教育センター所長、教職員課長	・基本的な研修(教科等の指導研修、生徒指導研修、学級経営研修、教育実務研修等) ・参加・行動型研修(プレゼン研修、グループワーク研修、コミュニケーション研修等) ・個人課題研修(個別研修、自己診断テスト) ・自己認知研修(面接指導、メンタルヘルスケア)	県立総合教育センター 当該教員の所属校	1年(ただし、指導改善研修終了時に、児童等に対する指導が不適切であるが、さらに指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれると県教委が認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で延長できる)	
37 香川県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児への指導を行わせることが適当でない教員であって、教育公務員特例法第25条の2第1項の指導改善研修によって指導の改善が見込まれる者	○	○			○	○			元小学校長	(1) 児童・生徒の指導に関する研修(学習指導研修、生徒指導研修、学級経営に係る研修) (2) 人間関係の構築に関する研修(コミュニケーション研修、人間関係構築に係る研修) (3) 教員の使命や意欲に関する研修(教育理念構築のための研修、服務研修、法規演習、教育時事問題に関わる演習) (4) 実践研修(置籍校研修、社会体験研修、協力校研修) (5) 課題別の研修(自己課題による自主的な研修) (6) その他の研修(個別面談による指導、優れた授業実践の参観)	基本的には、県教育センターにて行う。それ以外の研修場所は以下のとおり。 ○置籍校研修:認定された教諭の所属校 ○社会体験研修:社会福祉施設等 ○協力校研修:香川大学教育学部附属小・中学校等	県教育センターにおける長期研修:1年(4月1日から翌年の3月31日まで) 県教育センターにおける短期研修:5月(4月1日から8月31日まで) 主として所属校における研修:4月1日から1年を超えない範囲内で、指導の改善に必要な期間	

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁 護 士	ウ 教 育 学 専 門 家	エ 心 理 学 専 門 家	オ 保 護 者	カ 臨 床 心 理 士	キ 民 間 企 業 関 係	ク 教 育 委 員	ケ 大 学 教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
38 愛媛県	精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教員 (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員 (2) 指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員 (3) 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない教員 (4) 前3号に掲げる者のほか、教育活動を進める上で、教員としての責任を果たせていない教員	○	○	○							元小学校長、元高等学校長	(1) 共通研修 ア 教育公務員としての在り方…服務、職責、社会的使命、基本的資質、学校組織、教育関係法令、教育課程、接遇マナー イ 専門職としての基礎・基本…学習指導、生徒指導、学級経営、特別活動、進路指導、人権・同和教育、学校行事、情報処理、学校安全、危機管理、教育相談、教育機器活用技術 (2) 個別研修 ア 学習指導コース…学習指導要領と教育実践、学習指導案の作成、学習指導技術、教科書と補助教材、教育機器の活用、適切な褒め方・叱り方、適切な評価の在り方など イ 生徒指導コース…カウンセリングマインド、教育相談の在り方、集団力学の理解、校則と違反生徒への対応、危機管理、いじめ・不登校への対応、特別活動の指導など ウ 学級経営コース…学級集団の理解、カウンセリングマインド、児童・生徒理解の在り方、学級崩壊への対応、ホームルーム活動の在り方、保護者とのかかわりなど (3) その他の研修(授業研修・実務研修・社会体験研修など) 実質的・実践的な指導力の向上を図るとともに、研修成果を適正に評価するため、一定の割合で所属校で実務研修を行い、その中で授業実践を行う。 また、好ましい人間関係の構築や実務能力の向上を図るため、実務研修を各研究室長の指導のもと実施する。また、教育委員会主催の研修や教育関連施設での社会体験、ボランティア体験などにも適宜参加する。	県総合教育センター又は各校	原則1年
39 高知県	精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教職員であって、改善のための指導を必要とする者 (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない者 (2) 指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない者 (3) 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない者 (4) 勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある者 (5) その職に必要な適格性を欠いている者 (6) 前各号に掲げる者のほか、教職員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導その他の校務を適切に行うことができない者	○	○								小中学校校長会代表及び高等学校長協会代表 市町村教育長代表	改善研修実施要項及び「改善研修の手引き」を作成し、下記の概要のとおり定めている。 ア 共通研修(教育公務員研修、人権教育研修、情報教育研修、指導技術力研修、児童生徒理解力研修、事務能力研修、人間関係力研修、その他の研修) イ 個別研修(課題別研修、学校研修、課題解決研修) ウ その他(研修の理解、研修報告会、日誌、研修報告書等の作成、面談等)	上記の実施要項の中で、高知県教育センターを基本とし、年間6週間程度以上の学校研修を行うこととしている。	1年を超えない期間
40 福岡県	I 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者 II 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 III 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない者 IV その他、教員としての基本的な能力が不足しているため、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者	○	○	○								研修を実施するに当たり、指導が不適切である教諭等の能力、適正等に応じて、その者ごとに研修に関する計画書を作成する。	福岡県教育センター	1年

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修			
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	
41 佐賀県	病気以外の理由で、知識、技能、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があり、日常的に児童等への指導を行わせることが適当ではないため、特に人事上の措置を要する教員	○	○	○		○					○	小・中・高等学校校長 教育事務所長 教育センター所長 市町教育委員会教育長	(1)指導不適切と判定された教員(以下、研修教員)に、教員として不足している点を明確に伝える。 (2)研修教員に、本人の問題点をしっかりと認識させるため、「校長指示課題」を書かせる。 (3)校長が、研修教員が書いた「校長指示課題」に基づいて、面接を行い、以下の事項を確認し、指導する。 ① 正しく自分の問題点を自覚できているかどうか、確かめる。② 自覚できていないときには、校長から足りないところの具体的事例をあげる。③ また、なぜ自覚できていないかの話し合いを持つ。 (4)「校長指示課題」に取り組む中で明らかになった問題点を整理し、指導教員がその後の計画を立てる。 (5)研修の取組状況については、本人が記入した「研修日誌」により把握する。特に、次の日の計画記入とその達成度のチェックを欠かさず行う。 (6)研修のための授業実践においては、即時指導を基本とし、授業における指導技術の改善については、問題があれば、その都度中断して、徹底的に指導する。 (7)校外研修については、教育センターとも連携を密に図りながら、適宜計画する。 ① 教育センター所長・副所長による講話 ② センター職員をコーディネーターとしたグループディスカッション ③ 講師招聘の授業研究会 ④ その他(社会体験研修等) (8)適宜、精神科医等との連携を図る。	県教育センター、勤務校	原則として1年間、ただし、特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長できる。
42 長崎県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者	○			○	○	○				○	小・中・高等学校校長 教育センター副所長	○所内研修・・・原則として教育センターにおいて、教育の専門性を高めるとともに、自らを振り返る。 ○所外研修・・・授業参観等を通して、指導力の回復・強化、自己課題の解決を目指す。また、体験的活動を通して、自らを見つめるとともに、協調して仕事を行う。 ○実務研修・・・学校において、教科・領域指導、生徒指導、校務処理等の実務研修を行うことを通して、指導力のさらなる向上を図るとともに、児童生徒、保護者、同僚、上司等との豊かな人間関係を築き、他と協調して仕事を行う。 ○総括研修・・・1年間の研修を振り返り、研修主題及び自己課題の達成状況を確認するとともに、学校復帰等に向け、教育センターにおいて総括的な実践研修及び年間のまとめを行う。	県教育センター	原則として1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とする。ただし、1年間の指導改善研修により、未だ児童等に対する指導が不適切であるが、さらに指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度と認めるときは、1年間を限度として研修期間を延長する。
43 熊本県	教諭等として学習指導、生徒指導、学級経営等が適切にできないため、また教員としての資質に問題があるため、教育活動に著しく支障をきたし児童生徒への教育の責任が果たせない者	○	○		○	○	○				○	校長経験者	基本研修、選択研修、課題研修、社会体験研修、実践的研修を実施している。	県立教育センター、在籍校、社会体験研修においては協力企業等で実施している。	原則1年とし、1年6か月を超えない範囲としている。
44 大分県	知識、技術、指導方法その他教員として求められる能力及び資質に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者	○	○								○	小学校長、中学校長、高等学校長	研修の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。具体的な研修内容については、「指導改善研修テキスト」を作成し、実施している。	大分県教育センター	1年(最長2年)

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
45 宮崎県	(1) 教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童生徒に対する学習指導等を適切に行うことができない者 (2) 指導方法等が不適切であるため、児童生徒に対する学習指導等を適切に行うことができない者 (3) 児童生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営等又は生徒指導を適切に行うことができない者	○	○	○	○	○					ボランティア関係者	○ 資質向上特別研修は、個々の教員の課題に応じて作成した研修計画に基づき、県教育研修センターが定める実施要項により実施する。 ○ 研修内容は、研修生自ら自己の課題に気づき、改善を図っていくようにするための基礎研修、専門性の向上を目指した専門研修・課題研修、研修の成果を実証するための実践研修を行う。 ○ 各研修の主な内容は、下記のとおりである。 □共通研修 ・基礎研修 … 自己の課題を明らかにし、基礎的・基本的な姿勢を身に付けるために、課題レポートの作成や個別面談、カウンセリング等を行う。 ・専門研修 … 専門性を向上させるために、講話、講義、演習等を行う。 □個別研修 ・学校研修、体験研修 … 研修の成果を実証するために、所属校や教育関係施設等において、実践的な研修を行う。	○県教育研修センター等において、資質向上特別研修を実施する。 ○所属校や教育施設等において、研修の成果を実証するための学校研修等を行う。	資質向上特別研修は、4月から実施するものとし、その期間は、原則として1年とする。ただし、特に必要があると認めるときには、研修を開始した日から引き続き2年を超え延長することができる。
46 鹿児島県	(1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、又は指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 (2) 児童、生徒又は幼児の人格や心情を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない者 (3) 前2号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題がある等のため、学習指導、学級経営、生徒指導その他の職務を適切に行うことができない者	○	○	○	○	○	○		○		1 教科に関する専門的知識、技術等を身に付ける研修 2 適切な指導方法と実践力を身に付ける研修 3 児童理解と学級経営の在り方について理解を深め、実践的態度を養う研修 4 教育公務員としての使命感、職業感を高める研修 5 教育公務員としての適切な言動と社会性を培う研修 以上は、例示であり、研修者個々の実情に応じた研修を行っている。	・県総合教育センター ・研究実践校(公開授業参観) ・勤務校(実地研修)	1年を超えない期間。特に必要があると認めるときは、研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内。	
47 沖縄県	病気以外の理由で、指導力不足等により児童生徒を適切に指導できないため、特に研修等必要な措置を要すると認定された教員	○				○				教育指導統括監、県立学校教育課長、義務教育課長、教育センター教職研修総括、学識経験者、人権擁護関係者	指導改善研修の実施にあたり、指導改善研修を受ける者の能力、適正等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成する。	県立総合教育センター、市町村立教育研究所等	1年、または6ヶ月	
48 札幌市	(1) 教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 (2) 教科等に関する指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 (3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない者 (4) 教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない者	○	○			○	○		○		研修内容については、指導が不適切な教員の個々の課題に即して策定する。	主に教育センターで実施	研修の期間は、原則1年を超えない期間の範囲内	
49 仙台市	次の各号のいずれかに該当することにより児童等に対する教育に著しく支障をきたす(疾病による場合を除く。)と認められる教諭等について、校長等の申請に基づき、教育委員会が行う。 一 教科に関する専門的知識、技術等が不足し、学習指導を適切に行うことができないこと 二 指導方法が不適切で、学習指導を適切に行うことができないこと 三 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができないこと 四 前三号に定めるもののほか教諭等として必要な専門的知識、技術等が不足し、又はその資質等に問題があり、職務を適切に行うことができないこと	○	○	○	○	○			○	校長	審査委員会が指導不適切認定の可否について意見をまとめる際に、各研修生の課題に応じた、望ましい研修のあり方についても提言をいただき、その内容を踏まえながら当該年度の研修実施計画を研修実施機関である市教育センターで策定する。	市教育センター ※随時原籍校における実習等も実施	1年	

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修			
		ア 医師	イ 弁 護 士	ウ 教 育 学 専 門 家	エ 工 心 理 学 専 門 家	オ 才 保 護 者	カ 力 臨 床 心 理 士	キ 民 間 企 業 関 係	ク 教 育 委 員	ケ 大 学 教 授	コ 他	(1) 研修内容(概要)	(2) 研修場所	(3) 研修期間	
50	さいたま市 精神疾患その他の疾患以外の理由により児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修の受講により指導の改善が見込まれる教員										○	学校教育部長・指導1課長・健康教育課長・教職員課長・教育研究所長	・学校研修及び機関研修(教育研究所)とし、当該教員の課題等に応じて教育研究所と学校が協議し、作成する。 ○学校研修は、①カウンセリング ②一般研修 ③実習 ○機関研修は、①勤務校実習 ②カウンセリング ③課題研修 ④教育研究所主催研修会参加 ⑤市内研究発表会参加 ⑥体験研修(教育施設等、福祉施設等、企業等) ⑦自己研修 となっている。	・教育研究所 ・所属校	基本的な研修期間 1年
51	千葉市 ・授業が成立しないことが多い。 ・児童生徒との信頼関係が築けないことが多い。 ・児童生徒の掌握ができず、学級をまとめることができないことが多い。 ・保護者との信頼関係が築けない。			○							○	学校教育部長、総務課長、学事課長、教職員課長、指導課長、保健体育課長、教育センター所長、養護教育センター所長	・指導改善研修A・・・学校への勤務を続けながら、申請者が指名した指導者の指導を継続的に受けるとともに、長期休業中等に市教育センターにおいて、定められた期間、研修に専念し、指導の改善を図る。学校での研修・指導計画の立案及び指導は、研修機関の協力を得て、申請者等が行う。研修機関での研修・指導計画の立案及び指導は、申請者等の協力を得て、研修機関が主に行う。 ・指導改善研修B・・・研修機関を主な研修場所として、研修に専念し、指導の改善を図る。必要に応じて、在籍校等において勤務復帰に向けた授業を実施する。研修・指導計画は、申請者等及び研修機関が協議して立案し、指導は研修機関が主に行う。 ・研修の内容 1 教科に関する専門的知識・技術に関する研修・・・①教育課程 ②学習指導要領 ③指導計画 ④教材研究 ⑤指導法研究 ⑥授業研究 ⑦評価 ⑧教科経営 ⑨コンピュータ活用 2 児童生徒理解・学級経営に関する研修・・・①生徒指導 ②教育相談 ③学級経営 ④児童生徒の発達 ⑤特別活動 3 教育の今日的課題に関する研修・・・①総合的な学習の時間 ②情報教育 ③心の教育 ④健康教育 ⑤国際理解教育 ⑥環境教育 ⑦福祉教育 ⑧特別支援教育 ⑨道徳の指導 4 教師の社会性に関する研修・・・①服務 ②校務処理 ③人間関係能力(ソーシャル・スキル) ④自己理解 ⑤教師像	A研修・・・学校を主たる研修場所とし、必要に応じて教育センター等で研修を行う。 B研修・・・教育センターを主たる研修場所とし、必要に応じて学校で授業展開等を行う。	基本的に、1年間
52	川崎市 知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力等に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児への指導を行わせることができない教員	○	○									校長、教育委員会事務局職員(総務部長、職員部長、学校教育部長)、総合教育センター所長、学識経験者	指導改善研修は、当該教員に対して学校が実施した指導観察の内容・結果等を踏まえて次のとおり実施。 1 人権尊重教育についての研修 2 対人関係についての研修 3 保護者との関係についての研修 4 授業についての研修 5 児童理解についての研修 6 教師力を高める研修	総合教育センター及び当該教員の所属校	原則として1年間(4月1日から翌年3月31日まで) なお、規定により特に再研修が必要と判断された者については、1年を超えない期間で研修を延長する。
53	横浜市 疾病以外の理由により、児童等の指導に必要な知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当ではない教員のうち、次のいずれかに該当すると教育委員会が認定した者。 (1) 学習指導を適切に行えない教員 (2) 児童・生徒指導を適切に行えない教員 (3) 学級経営を適切に行えない教員	○	○									小、中、高、特別支援学校の校長代表者、教育委員会事務局職員	・個々の教員の状況や程度を的確に把握し、実態に応じた必要な研修を実施。 ・共通の課題研修は、次に掲げるものとする。 (1) 受講への自覚を促す研修 (2) 学習指導、児童・生徒指導、学級経営等の専門性にかかわる研修 (3) 教員としての基礎的・基本的研修 (4) 社会人、組織人としての基礎を養う研修 (5) 体験研修 ・必要に応じて、教員の所属の学校及び福祉施設等での実地研修を行う。	教育センター (必要に応じて、教員の所属の学校及び福祉施設等で行う場合もある。)	1年
54	相模原市 知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でないと認められ、かつ、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修により、その改善が見込まれると認められる者	○	○									校長 学識経験者 総合学習センター所長 教育委員会学校教育部長	I 学習指導力の改善 ・教材研究、模擬授業 等 II 児童生徒指導力の改善 ・観察授業、観察LHR・道徳 等 III 教員としての資質 ・自己の理解(講義及び「研修の振り返り」等) ・教員の責務、社会の変化・教育改革の動向の理解(教科・資料研究等) ・社会的視野の拡大、対人関係能力の向上(所外研修 等)	総合学習センター、所属校、市教育機関、市教育機関以外の公的機関等	1年以内。ただし、特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修			
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	
55 新潟市	支援を要する教職員のうち、予防的研修(サポート研修、集中研修及び定期研修をいう。)を実施したにもかかわらず、改善が見られず、指導改善研修が必要と認定を受けた者。 支援を要する教職員とは、 (1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭 (2) 中学校又は高等学校において、主たる授業者となることが困難な教諭 (3) 学校又は幼稚園において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている教職員	○	○	○	○	○	○				○	市内小学校長、市内中学校長	○ 研修プログラム内容の基本・・・授業力・組織マネジメント力・人間力の観点から、具体的研修内容を計画する。 ○ 対象者の現状及び希望等に基づき、実効性のある研修内容を計画する。 ○ 研修成果の検証は、所属校での授業研究及び実務の状況で判断する。	総合教育センター及び所属校	原則1年間
56 静岡市	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに分限処分等の対象とならない者	○	○	○		○	○				○		以下のような4段階に分けて、自己の振り返りをさせたり、模擬授業を実践したり、各領域の講義を受けたりしながら、実証期に所属校で実習を行っている。 第1段階…自己認識期 第2段階…自己変革期 第3段階…指導力向上期 第4段階…実証期	静岡市教育センター及び所属校	原則として6月以内
57 浜松市	(1) 教科に関する専門的知識、技術等不足しているため、学習指導を適切に行うことができない教員 (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない教員 (3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない教員	○	○	○		○	○					校長	○ 教育センターの担当者が、本人の実態に応じて研修計画を作成する。 ○ 在籍校における実習は必ず位置づけ、審査委員会委員も授業参観を行う。	教育センター及び在籍校	6ヶ月
58 名古屋市	指導力不足により、学習指導、生徒指導、学級経営等の教育活動に支障をきたすことがあり、日常的教育活動を観察し、指導を継続するとともに、様々な研修に取り組ませる必要がある教員	○	○			○						元校長	(教育センターにおける研修) ・学習指導、生活指導、児童理解、学級経営等、実効性が強く求められる内容について面談等を通して、自らの課題を明確にさせている。 ・自己分析、自己評価等を取り入れながら、講義・レポート作成・模擬授業を行っている。 (校内における研修) ・担当する学級の授業実践やTT指導、他の教諭の授業参観等を通して、自己の指導方法を振り返らせ、学習指導の技術を高め、教師としての力量向上に努めている。 ・文献研究や面談等を通して、教師としての使命感や今日的な教育課題について見識を高めるよう研修している。	・名古屋市教育センターでの研修・・・3日間(1週間のうち) ※社会体験研修など他の研修場所に向くこともある。 ・校内での研修・・・2日間(1週間のうち)	1年 更新延伸期間は1年(特別改善研修の成果がまだ十分に認められない場合)
59 京都市	知識、技術、指導方法その他教諭等として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児への指導を行わせることが適当ではない教諭等(地方公務員法第28条第1項各号に規定する事由に該当する者及び指導が不適切である原因が明らかに精神疾患等心身の故障による者を除く。)	○	○	○	○	○	○				○	校長 人権擁護委員	研修内容については当該教諭等の能力及び適性に応じ、個別に作成する。	総合教育センターや所属校等	対象者ごとに1年間を超えない範囲
60 大阪市	(1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者 (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 (3) 児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、学級経営及び生徒指導を適切に行うことができない者	○	○	○			○				○	元教育次長	「指導が不適切である教諭等」に対しては、当該教員の課題に応じた多様なプログラムを段階的かつ効果的に実施する「ステップアップ研修」を通じて、指導力等を向上させる。 「ステップアップ研修」には、校園内での研修により指導力等の向上を図る「校内研修」と校園内の対応だけでは指導力等の向上が困難であることから、資質向上推進室、社会教育施設等において実施する「校外研修」がある。	主たる研修場所は、市教育センター(研修の進捗状況に応じて、在籍学校・社会教育施設で実施)	ステップアップ研修の期間は、4月とする。ただし、同研修を開始した日から引き続き1年を超えない範囲内でこれを延長することができる。
61 堺市	(1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者 (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 (3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者	○	○			○					○		当該教諭に応じて、教育センターと専門指導員(退職校長)が学期ごとに協議を行い、内容を決定する。	市教育センター及び共用会議所	研修の基本は1年間

都道府県・指定都市名	1. 「指導が不適切である」教諭等の定義	2. 判定委員会等の構成員(複数回答)										3. 指導改善研修		
		ア 医師	イ 弁護士	ウ 教育学 専門家	エ 心理学 専門家	オ 保護者	カ 臨床心 理士	キ 民間企 業関係	ク 教育委 員	ケ 大学教 授	その他	(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間
62 神戸市	児童生徒への指導が著しく適切さを欠いており、その状態が一定期間継続している教員や教員としての資質に問題があり、その状態が一定期間継続している教員で、研修等の措置が必要な者(精神疾患、疾病等が原因のものは除く)	○	○	○	○	○	○		○	校長	研修プログラム案を定め実施している。	(1)専門機関研修・・・市総合教育センター (2)通所研修・・・所属校園及び専門機関への通所 (3)校園内研修・・・所属校園及び協力機関	教育公務員特例法第25条の2第2項に規定する範囲内で、教員の状況に応じ、相当の期間を設定するものとし、一期を2学期間としている。	
63 岡山市	(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない教員 (2)指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない教員 (3)児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない教員	○	○	○	○	○	○		○	元校長	(1)日常研修 人間関係の促進、生活規律の習得、自己表現力の育成等を行う研修 (2)基本研修 講義・演習等により指導力の改善を図る研修 A:教員の専門性、特に学習指導の向上を図る研修 B:教員の専門性、特に学級経営・生徒指導等の指導力の向上を図る研修 C:教員としての資質の向上又は伸長を図る研修 (3)課題研修(指導力向上のための個別課題に取り組む) 各受講者が主体的にそれぞれの課題を明確にし、その解決策を追究し、指導力の改善を図る研修 (4)実践研修 研修の成果を検証するために、所属校において体験的・実践的に行う研修	・主たる研修場所は、市総合教育センター ・年3回一定の期間、所属校において実践的な研修を実施	原則1年	
64 広島市	児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者	○	○	○		○	○			退職校長	研修内容については、教科に対する専門的知識又は技術等の不足を補う、指導方法の不適切な点を改め、又は、児童、生徒又は幼児の心を理解する能力や意欲に欠ける部分を補うなど、適切に定めるとこととしている。	基本的に教育センターで行うが、所属長が適当と認める方法により、当該学校等で研修を受ける場合もある。	1年を超えない範囲内で教育委員会が定める。ただし、教育委員会は特に必要があるときは指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲でこれを延長することができる。	
65 北九州市	教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続きに関する規則で、教育委員会が指導が不適切であると認定した教諭等	○	○			○				教育次長、学務部長、指導部長	1年間で指導力向上を図ることを基本に3ヶ月を1単位とし、自己の指導力の課題認識を行う第1段階、自己意識を変革する第2段階、指導力を向上させる第3段階及び指導力を実証する第4段階の各段階を設け実施する。 研修員は各段階ごとに目標を設定し、それらの達成状況が概ね8割以上の場合に次の段階に進むことができるようになっている。	市教育センター	原則1年	
66 福岡市	当該教諭等の知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力等に課題があるため、日常的に単独で児童等への指導を行わせることが適当ではない程度に、指導を適切に行わない、又は、行うことができないこと	○	○			○			○	教育次長、理事、教育支援部長、指導部長	教育センターにおいて指導改善研修基本計画を定め、その中で研修内容を定めている。「指導力の基礎・基本の形成を図るための研修」「実践力の向上を図るための研修」「専門性を高め、社会性、自発性を育成するための視察・体験的研修」「自己の課題を見つけ意欲や自信を取り戻すためのカウンセリング」の4つの研修目的を掲げ、それぞれに具体的な研修内容等を定めている。	教育センターにおける研修を原則としているが、研修効果を上げるために、所属校や民間企業、社会教育施設での視察・体験研修を行っている。	原則として1年間の研修としている。	
合計		61	56	41	18	66	24	18	2	42				